

【農林水産課からのお知らせ】 ワイン特区の変更（品目追加）が認定されました!!

平成23年に道内初のワイン特区として認定された「北のフルーツ王国よいちワイン特区」において、事業者等の要望を受けて農産物の品目の追加を申請したところ、平成30年8月8日付けで内閣総理大臣より認定を受けました。

今までの「ぶどう・りんご・なし・プルーン・梅・ブルーベリー・桜桃・もも・いちご」に加え、今回の変更認定により「くり・くるみ・ラズベリー・ブラックベリー・ハスカップ」が新たに対象となりましたのでお知らせします。

※「くり・くるみ」についてはリキュールの原料とする場合に限りです。

※詳細は町ホームページ（「産業・経済・まちづくり」→「産業」→「6次産業」→「ワイン特区について」）をご覧ください。



ワイン全般に関する問合せ 農林水産課 産業連携推進グループ ☎21-2123
特区に関する問合せ 企画政策課 企画政策グループ ☎21-2117

【財政課からのお知らせ】 ～健全化判断比率等をお知らせします～

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、地方自治体は毎年度決算時に健全化判断比率と資金不足比率を算定し、公表することが義務づけられています。

この比率は財政の健全度を示すもので、健全化判断比率のいずれかの比率が基準を超えた場合は、起債の借入が制限されるなど、将来のまちづくりに様々な影響をおよぼすことになります。

平成29年度健全化判断比率	本町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
● 実質赤字比率 ：一般会計の赤字の比率 (算定の結果、比率はありません)	(-) / -	(14.55% 以上) / 14.57% 以上	20.0% 以上
● 連結実質赤字比率 ：全会計を対象とした赤字額の比率 (算定の結果、比率はありません)	(-) / -	(19.55% 以上) / 19.57% 以上	30.0% 以上
● 実質公債費比率 ：一般会計が負担する 元利償還金(返済)の比率	(10.8%) / 10.3%	25.0% 以上	35.0% 以上
● 将来負担比率 ：一般会計が将来負担すべき負債の比率	(86.2%) / 81.0%	350.0% 以上	

※ () は前年度数値

●平成29年度資金不足比率・・・公営企業の赤字額の比率（経営健全化基準・・・20%以上）
 本町では水道事業会計・公共下水道特別会計が対象ですが、いずれの会計も資金不足（赤字額）が無いため、比率はありません。

平成29年度決算における本町の**各指標はいずれの比率も早期健全化基準を下回っており、今後も基準を超えることのないよう健全な財政運営につとめます。**

問合せ 財政課 財政グループ ☎21-2114

【町民福祉課からのお知らせ】 国民年金のお知らせ ～年金受給者が死亡したときの手続きについて～

年金受給権者が死亡したときは、次の届出が必要となりますので、忘れずに手続きを行ってください。

■**年金受給権者死亡届**

死亡した日から14日以内に、年金受給権者死亡届の提出が必要です。
 届出を行わず年金が過払いとなった場合は、返還請求の対象となりますのでご注意ください。

年金受給権者の死亡に伴い、以下の年金を遺族が請求できる場合があります。

- ①**未支給年金**
 死亡した月までの年金のうち未支給があるときに、その年金を請求できる場合があります。
 請求できる遺族は、死亡した人とその当時生計を同じくしていた①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦その他の3親等内の親族で、受けられる順序もこのとおりです。
- ②**遺族厚生年金**
 老齢厚生年金の受給権者が死亡したときに、請求できる場合があります。請求できる遺族は、死亡した人とその当時生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母です。
 ※遺族厚生年金については、受給資格、受給要件が個々に変わりますので、詳細についてはお問合せください。

問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎21-2120